

村田町の教育等の振興に関する施策の大綱

平成28年6月3日制定

1. 策定の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が平成26年6月に一部改正され、平成27年4月から施行されました。

教育の政治的中立性と継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携の強化など、教育委員会に関する制度の抜本的な改革が行われることとなりました。

法律の改正に伴い、首長は総合教育会議において教育委員会と協議・調整のうえ、地域の実情に応じた「教育等の振興に関する施策の大綱」（地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針）を定めることになりました。

2. 大綱の位置付け

本大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、村田町長が策定する「教育等の振興に関する施策の大綱」として定めるものです。

3. 大綱の期間

平成28年度から平成31年度（4年間）

4. 基本方針

次代を担う子どもたちの「社会を生きぬく力」を育むために、よりきめ細やかな教育を推進していくとともに、健やかな成長を社会全体で見守り、支援する仕組みづくりが必要です。

このため、知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間を育む教育の推進と、学校、家庭、地域の連携による教育力の向上や自主的な学びに向けた施策を展開していきます。

また、町民が生涯にわたり、学びを通じて、豊かな人間性を育み、心身ともに健康で心豊かな生活を送るため、学習活動やスポーツに親しむことができる環境づくりとともに、地域コミュニティなどの地域活動を支える取り組みを進めます。

5. 基本目標と施策

地域社会の現状や教育を取り巻く環境を見据え、幼児・児童・生徒に社会を生き抜く力を身に付けさせるとともに、自己実現を図りながら地域社会の発展を担う人づくりを目指します。

地域社会の未来を望み、健康で豊かな情操と道徳性を備え、志高く、創造力に富んだ心優しい幼児・児童・生徒の育成と、地域住民の総意による生きがいに満ちたふるさとづくりを目指します。

『たくましさと確かな学びを培う学校』

『優しさと命を大切にする地域社会』

『かおり高い芸術文化』

『感動と活力のあるスポーツ』

を目標に、町民の生涯にわたる学習の充実に努めます。

施策1 幼児教育推進の施策

- ① 生きる力の基礎を培う幼児教育の充実
- ② 幼稚園・保育所・小学校及び家庭・地域との連携
- ③ 子育て支援のための環境整備

施策2 学校教育推進の施策

- ① 学び続ける力と自立する力の育成
- ② 豊かな人間性と社会性の育成
- ③ 健康で安心・安全な教育と食育の推進
- ④ 地域社会との連携による教育環境づくり

施策3 社会教育推進の施策

- ① 学校・家庭・地域の連携と教育力の向上
- ② 生涯にわたる豊かな学び活動のサポート
- ③ 健康で活力に満ちたスポーツ活動の推進
- ④ 芸術文化の創造と文化財の保護